

NPO法人 高照寺山スカイセーリング エアリアルール

1 フライト資格

- 1.1 JHFフライヤー登録証を有する者。若しくは、同等の組織の発給する登録証を有する者。
- 1.2 当法人に会員登録を行っている者で所定の会費を納入した者。
(ビジターを含む)
- 1.3 フライトに関しては、必ず一人以上の介添人を設けること。
単独フライトの禁止 (ビジターを含む)
- 1.4 **注意事項**
当エリアはフライヤー全員登録制(ビジターを含む)となっております。
必ず登録して下さい。
- 1.5 酒気帯び、及び飲酒後のフライトを禁止します。

2 入山・下山チェック

- 2.1 登山時にはクラブハウス備え付けの「入山・下山チェック」に必要事項を記入して下さい。
- 2.2 下山時には、フライトの有無にかかわらず「入山・下山チェック」に下山時刻を記入して下さい。
- 2.3 「入山・下山チェック」は、クラブ員・ビジター用の2種類あります。
- 2.4 ビジターフライト料金は、¥2,000/日です。但し、2日以上連続してフライトする場合は、2日目以降¥1,000/日になります。
フライトにあたっては、以下の事項をよく確認の上行動して下さい。

(不明な点がありましたら当法人会員もしくは各スクールに問い合わせして下さい)。

3 テイクオフ

- 3.1 テイクオフ場内は禁煙です。
- 3.2 パラグライダーおよびハンググライダーのセットアップは、セットアップ場内で行なう。(道路上でセットアップしない。)
- 3.3 パラグライダーハーネス使用時には、レッグベルト締めわすれ防止ロープ装着及び、テイクオフ前に他人によるチェックを実施する。

ハンググライダーは、フックアウト防止のため他人にハングチェックを行なうこと。

4 ランディング

4.1 使用許可済みランディング場は、離陸場（テイクオフ）の掲示板に示すとおりです。

4.2 使用許可済みランディング場以外にランディングした場合は、各自の良識に従って行動して下さい。

また、賠償が発生した場合本人の責任において解決して下さい。

結果を当法人の理事会に報告して下さい。

4.3 使用許可済みランディング場以外にランディングした場合、備え付けのアウトランディング報告書を提出して下さい。

練習生（C、NP以上は除く）以下は、所属するスクールの検印（含むサイン）を受け報告書を提出して下さい。

アウトランディングとは

テイクオフ後継続した飛行をし、使用許可済みランディング以外（玖西盆地祖生地高度制限内においてテイクオフを中心に半径5km以内）に着陸した場合です。

一般的にいうツリーランも含まれます。ただし、俗にいう「スタチン」は除きます。

報告書「様式 - 1」

4.4 ビジターのアウトランディングと高度制限違反

罰則金額 5,000 円。

5 フライト

5.1 VORTAC（ヴォルタック）航空灯台ならびに、他の無線中継所の上空は飛行禁止です。

特にVORTAC中心から東は〔道路〕、西は南西下にある〔岩〕を円周上に結ぶ区域上空へは侵入しない、またその周辺には出来るだけ複数で飛行しない。

5.2 当エリアは、航空機の航路上にあるため、ニアミスの危険があります。これを回避するため高度規制を設けています。

- 1) 規制範囲：別紙高度規制図に示す範囲。
- 2) 規制高度：米軍運行部の指導により終日テイクオフ場から上空プラス400m（**海拔高度1000m**）以下とします
但し大会等許可を受けた場合にはこの限りではありません。
（高度規制エリア内を**米軍機が1200m**で通過するためです）

高度制限違反（初回より1年間）

- イ. 1回目 再発防止を約し嚴重注意。
- ロ. 2回目 同日より、1カ月間フライト禁止。
- ハ. 3回目 当法人会員の資格の停止処分。

5.3 パラグライディング、ハンググライディングA、B、C、NP（練習生）

は次の措置及びフライトを行う。

なお、フライト中、及びランディングでは練習生を優先願います。

- 1) リボンカラー クラウドベース 黄色。 ラブラブ 赤色。
- 2) リボン長 80～100Cm。
- 3) リボン取付位置 パラグライダーキャノピー真ん中後。
ハンググライダーキングポスト。
- 4) 練習生（A、B）はインストラクターの指導下でフライトする。

5.4 レスキューパラシュートは6ヶ月以内にリパックされていること。

- 1) リパックされていることを証する符標をグリップ等見えやすいところに取り付ける。

6 クロスカントリーフライト、及びVORTAC等無線中継所上空の飛行について

6.1 クロスカントリーフライトについて

クロスカントリーフライトを行う者は、JHF及び同等の組織の発給するXP級技能証を有し、

上項目に準じておこなって下さい、また、以下の事項を厳守願います。

- 1) 介添人に高照寺山空域を離れることを通報する。
- 2) 飛行方向を相互に通報確認した後、フライヤーは空域を離れる事ができる。
- 3) テイクオフより南西及び北東方向へのフライト（柳井方向や岩国方面）は、同高度規制空域内に属するため注意願います。

錦帯橋河川敷へのランディングは、観光客の安全を考慮して3月～5月9月～11月の間は着陸禁止とします。

- 4) T.O より南方向(大島方面)へのフライトに際し、大島本島上空は嵩山友の会会則により、海拔 750m以内のフライトを規定しているので飛行高度に注意して下さい。

6.2 VORTAC等上空飛行について

当エリア北東方面には岩国航空基地(米軍、海上自衛隊)が存在し、上空は航空機航路の分岐点となっています。

その航空機援助設備(VORTAC航空灯台等)が高照寺山T/Oの右側間近にあり、そこを目指して航空機が飛んできます。

また山頂周辺には多数の無線中継アンテナ等があり、ハング・パラグライダーがそれらに接近すると、電波障害及び落下物による施設の破損の恐れがあります。

6.3 旋回方向について

当エリア会員数が増加し、テイクオフ前空域も過密となってきたため、安全のため旋回方向を指定します。

テイクオフ前(北側：ヴォルタックの尾根～南側：ヘアピンカーブの突き出しまで)

偶数日：右旋回，奇数日：左旋回

7 事故報告(事故顛末書の提出)

本人、及び第三者の身体財物を毀損した場合、事故後速やかに報告する。

報告者は本人若しくは目撃者とする。

顛末書「様式 - 2」

7.1 報告を受けた理事会は事故対策委員会を招集する。

7.2 事故対策委員会は、事故概要を調査し事故再発防止の施策を協議決定し会員に周知を図る。

7.3 報告基準 前出以外での事故報告提出

- 1) レスキューパラシュートの投擲。
- 2) フックアウト、レグベルト付け忘れ。
- 3) 理事及びスクールが必要と判断した場合。

8 駐車場の使用について（クラブハウス駐車場の制約は平日は除く）

8.1 クラブハウス横駐車場（ウッドデッキ側）は、機体積込車以外は駐車禁止。

8.2 必ず指定場所の駐車場に駐車してください。

- 1) 東田モーターズ対岸の指定された場所。
- 2) パラグライダーランディング場の指定された場所。
- 3) テイクオフの駐車は、看板に従う。

9 当エリアで使用できる無線機について（電波法の遵守）

当エリアで使用できる無線機は下記の3種類とする、遵守できない場合には当エリアでのフライトを認めない

- （1）スカイレジャー無線機
- （2）デジタル簡易無線機（5チャンネル）
- （3）特殊小電力無線機

なお、アマチュア無線機の使用は認めない、不正使用が発覚した時は警告を行い改善されない場合には、理事会にて処分を決定し、飛行停止または除名処分を行う。（アマチュア無線の使用目的は「アマチュア無線業務」に限られています、エリアでの使用は「スカイレジャー業務」に当たるため、電波法違反になります）
ピジターが上記3機種に当てはまらない場合には特殊小電力無線機を貸し出します（300円/日）

10 道路交通法遵守

悪質運転（飲酒運転、重大事故（故意による事故、ひき逃げ事故））を起こした場合には理事会にかけてフライトの禁止、除名処分をおこなう。

11 その他

9.1 エリア内にゴミ箱はありません。すべてお持ち帰りください。

9.2 エリア内のトイレは、次の5箇所です。

- 1) クラブハウス内。
- 2) ハンググライダー倉庫横。
- 3) テイクオフ。（高照寺山山頂、氷室岳山頂）
- 4) パラグライダーランディング場。

以上